

就学支援金について

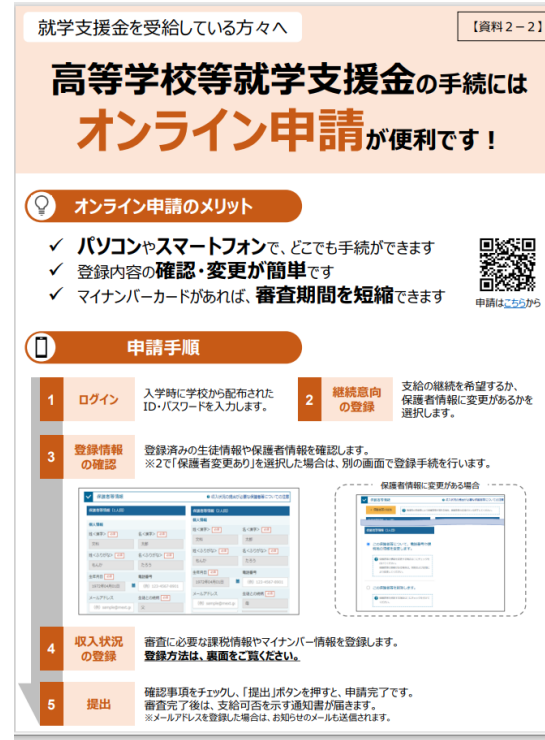
1. 就学支援金（国の制度）とは

申請の仕方についてはオンライン申請です。
生徒個々の**ログインIDとパスワード**を保護者様に配布しています。
4年間使用しますので、大切に保管してください。
ログイン画面は配布しているパンフレットのQRコードを読み込み、
ログインしてください。

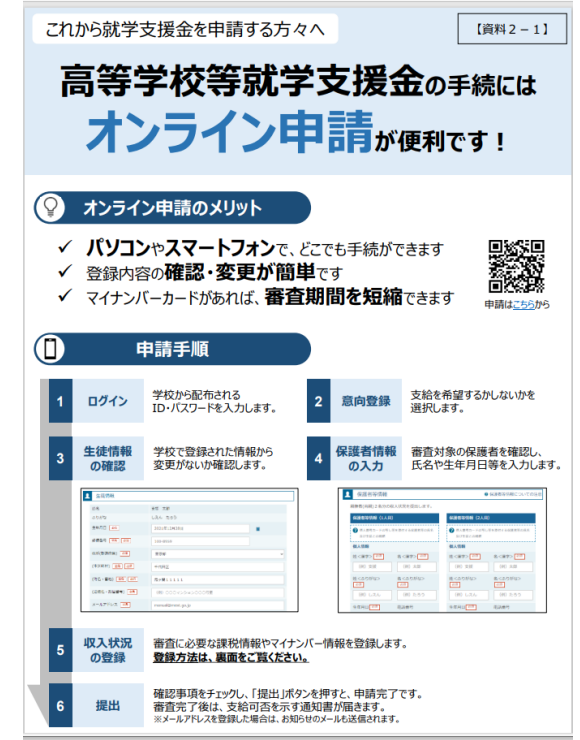


就学支援金は保護者様全員の所得で算定基準額を算定し、①33,000円（上限額）…当校では27,000円・②9,900円・③**所得制限**で0円（支給なし）の支給が国からされます。授業料に充当されます。
算定基準額（税額）が判明せず充当出来なかった月分は返金や相殺にて支給されます。
今年度のみ臨時支給金9,900円の対象です。
今回は右のBの書類で申請します。（モノクロで配布）
6月に住民税が変更となるため毎年6月から7月にも申請します。
保護者に変更が有った場合や家計急変の場合は必ずご連絡ください。

A 前回支給されている方



B 前回支給されていない方



上のパンフレットのQRコードを読み込むと左端のログイン画面が出てきます。
操作に従って進んでください。
操作が判らなくなった時は本校ホームページの**各種書類・資料**→保護者の方へ→マニュアル→B 前回支給されていない場合は「新規申請編」を、A 前回支給されている方は「継続届出編」のマニュアルを参照してください。
1年生は4月から6月分を入学前に申請しますが、6月に住民税変更に伴い7月以降を全学年6月から7月に申請をお願いします。

算定基準額について

表1 概ねの所得に対する就学支援金の支給額（月額）

親権者全員の {（市区町村民税の課税標準額×6％）－市区町村民税の調整控除額} の合計額	就学支援金の該当額（上限額）	当校の授業料への該当	参考：おおよその年収
0円（非課税）～154,500円未満	33,000円	27,000円	0円～590万円
154,500円以上～304,200円未満	9,900円	9,900円	590万円～910万円
304,200円以上	0円	0円	910万円以上

表1の補足

■親権者全員の {（市区町村民税の課税標準額×6％）－市区町村民税の調整控除額} の合計額を**算定基準額**としています。（100円未満を其々切捨て）

■次の表の政令都市の場合は、市区町村民税の調整控除額に4分の3を乗じます。

北海道 札幌市	神奈川県 川崎市	愛知県 名古屋市	岡山県 岡山市
宮城県 仙台市	神奈川県 相模原市	京都府 京都市	広島県 広島市
埼玉県 さいたま市	新潟県 新潟市	大阪府 大阪市	福岡県 北九州市
千葉県 千葉市	静岡県 静岡市	大阪府 堺市	福岡県 福岡市
神奈川県 横浜市	静岡県 浜松市	兵庫県 神戸市	熊本県 熊本市

■2年生のみ早生まれの方の**算定基準額**の計算は親権者が2人（両親）の場合、1人の親権者の（市区町村民税の課税標準額－扶養控除額330,000円）×6％に置き換えて計算します。
16歳以上19歳未満は控除が330,000円であるため、早生まれではない生徒と同条件にする方法で計算します。
■18歳で成人した場合、成人する前の親権者全員の所得で申請します。

家計急変について

次の事由に該当する方は、家計急変にて申請してください。
但し、間違った判断をされないように学校の担当者への連絡を先にお願いたします。

◆家計急変事由

①保護者が、被雇用者、公務員、被雇用者であるが雇用保険に加入していない者	
ア	負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	自己の責めに帰することのできない理由による離職があった場合
1)	保護者等が被雇用者であり雇用保険に加入している場合
2)	保護者等が公務員や、被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合
②保護者等が、個人事業主、一人会社の役員	
ア	負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合
ウ	妊娠・出産、育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後30日以上就労することが困難である場合
エ	保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合
オ	常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために保護者等が事業を廃止した場合
③上記以外の理由で、自己の責めに帰することのできないもの	
ア	保護者等が事業を行う個人等の場合で、営む事業が債務超過等となった場合
イ	法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（一人会社の役員）を除く。）が、正当な理由によりその職を辞任した場合
1)	負傷、疾病により役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である場合
2)	妊娠・出産、育児により就労が困難となり役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難である場合
3)	保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任した場合
4)	常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（役員を辞任し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために役員を辞任した場合
ウ	法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（一人会社の役員）を除く。）を務める会社等が、債務超過等になった場合
エ	被災により就労が困難等となった場合

高等学校等臨時支援金について（令和7年度のみ実施）

高等学校等就学支援金のオンライン申請にて所得制限の生徒に支給されます。約910万円以上の世帯に支給されます。

申請は令和7年7月に就学支援金オンライン申請（e-Shien）にて申請し、所得制限の方に月額9,900円の授業料を令和7年4月まで遡及し、支給されます。（令和7年4月～6月に就学支援金が支給されている場合は、令和7年4月への遡及はなく、令和7年7月以降の支給です。）

学校から6月上旬に就学支援金の令和7年7月～令和8年6月の申請のお知らせを郵送します。

所得制限など関係なく全員が申請をします。所得制限の方は臨時支援金（今年度のみ月額9,900円4月に遡及し支給…年額118,800円）支給

この時申請しなければ臨時支援金の支給権利を一つ逃したことになります、新たに申請していただくこととなります。ですので**就学支援金オンライン申請を必ず行ってください**。この制度も**返還の義務は有りません**。（奨学金や借入ではありません。）

申請についての注意点は申請の「意向登録」・「継続意向登録」の意向確認で、上の方の【～収入状況を提出いたします。】を選択していただき、最後まで申請していただくことが重要です。途中でやめず、最後まで申請していただきますようお願い申し上げます。

もう一つ注意点として**令和6年1月から12月まで所得の確定申告を必ず終え**て、反映している事です。必ず**確定申告**を終えていただくようお願い申し上げます。

臨時支援金はあくまで令和7年4月から令和8年3月までの年度のみの申請を令和7年7月に行う事となります。高校生等授業料無償化へ向けての繋ぎとなり、令和8年度から高校生等授業料無償化が始まります。

高等学校等授業料無償化についての詳細はまだ告知されていないため、ご質問は臨時支援金のみ承ります。現在、臨時支援金についても詳細は告知されておりません。判る範囲でお応えします。

通常の就学支援金オンライン申請をされた場合で月額27,000円や9,900円の支給が有る方は就学支援金のみ支給されます。

ここで所得制限で支給を受けられない方が高等学校等臨時支援金にて月額9,900円の支給を受けられます。（年額上限118,800円）

この時、税額が未確認だった場合には所得証明書の提出をお願いしますのでご承知おきください。

所得証明書に**課税標準額・市区町村民税の調整控除額**の記載をお願いしてください。（札幌市の方はお住まいの区担当の**市税事務所**にて所得証明書の備考欄に**課税標準額・調整控除額**の記載をお願いします。）

就学支援金のオンライン申請について所得が確認できない場合も同様です。

支給額の例についてはe-Shienでの判定（就学支援金の判定）で次のようになります。

例1）令和7年7月に所得制限で令和7年4月～6月も所得制限だった場合…4月～3月に9,900円臨時支給金が支給されます。（年額上限118,800円）

例2）令和7年7月に就学支援金認定で令和7年4月～6月は所得制限だった場合…4月～6月は臨時支援金9,900円支給・7月～3月は就学支援金9,900円支給されます。

例3）就学支援金が令和7年7月～令和8年3月が27,000円だった場合で令和7年4月～6月は所得制限だった場合…4～6月は9,900円支給・7月～3月は就学支援金27,000円が支給されます。

e-Shien（就学支援金）の申請方法についての注意点

※先に記載の家計急変に該当する方は、家計急変を優先しますのでお知らせください。

※年末調整を行っていること

※確定申告を行っていること

※確定申告を行っていない方は、税額照会ができません。（算定基準額が出ません。）7月末までに「所得証明書」や「課税証明書」を提出出来ない方は再度申請のやり直しとなりますので、ご注意ください。

例えば8月1日に所得証明書を提出された場合は8月から支給されますが、8月2日に提出された場合は9月から支給されます。その場合、授業料は通常の金額になってしまいますので、ご承知おきください。早くに確定申告することをお勧めします。

※生活保護受給者はe-Shienで照会出来なかった場合、「生活保護受給証明書」を提出してください。（保護者と生徒の名前が入っている証明書）

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

◆マイナポータルというアプリをダウンロードしていない場合で、マイナンバーカードをお持ちの方

→“○個人番号カードを使用して自己情報を提出する”を選択しても税額照会（自己情報）は取得できないため、“○個人番号を入力する”を選択し、**12桁のマイナンバーを入力**してください。

◆マイナポータルのアプリから自己情報を取得する場合

→**7月1日午後3時（15時）**からオンライン申請ができます。

◆マイナンバー（個人番号12桁）を入力する場合

→**7月1日午後3時（15時）**からオンライン申請ができます。

※**7月17日締め切り**

ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

札幌山の手高等学校 事務室 細田まで TEL 011-611-7301

E-mail : jimushitsu@yamanote.ed.jp

重要 今回（令和7年7月申請）の申請時の課税地について

今回の申請の課税地の選択は、令和7年1月1日時点に住所のあった市区町村となります。

また、所得に関しては、令和6年1月から令和6年12月までの所得「**令和7年度**」の住民税についてです。

前回の申請が令和6年1月1日時点に住所のあった市区町村なので、変更された方は、下の用紙を必ず提出してください。（チェックのため早めの提出を）

年 月 日
高等学校等就学支援金 課税地等変更届

高等学校等就学支援金で認定を行う際には、課税地（＝住民税が課税されている市区町村）や福祉事務所設置自治体（＝生活保護を認定している自治体）に税額照会を実施します。
課税地等は基本的に、2025年（令和7年）1月1日時点で住民票がある市区町村です。つきましては、マイナンバー確認書類（※）を提出した申請者（保護者等）のうち、2024年（令和6年）1月1日時点から他市区町村に住民票の移動があった場合は、本届出を提出してください。
なお、単身赴任等で「住民票がある住所地」と「住民税が課税されている市区町村」が異なる場合がありますので、ご注意ください。
※マイナンバー確認書類：マイナンバーカードの写し、個人番号の記載がある住民票、住民票記載事項証明書

学年/組/番号	
生徒氏名	

保護者等氏名	生徒との続柄	旧		新		転出年月
		2024年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		2025年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村		
		北海道	市区町村	北海道	市区町村	年 月
		北海道	市区町村	北海道	市区町村	年 月

※「住民票の住所」と「課税地等」が異なる方は、「課税地等」を記載していただくようお願いいたします。

申請期限

第1回目

令和7年7月7日(月)

第2回目

令和7年7月17日(木)

第3回目

令和7年8月18日(月)

上記の期限のいずれか1回申請してください。

第3回目も間に合わない方はご連絡ください。

収入状況届出を間違えた方は、保護者変更届出で修正して申請してください。